

デジタル活用共生社会実現会議
ICTアクセシビリティ確保部会（第3回）

平成31年1月16日

1 日時

平成31年1月16日（水）14時00分～16時00分

2 場所

総務省 9階 総務省第3特別会議室

3 出席者

（1）構成員（敬称略）

石川准部会長、須田裕之構成員（部会長代理）、浅川智恵子構成員、今井正道構成員代理（笹野潤）、植木真構成員、澤村愛構成員、星川安之構成員、堀込真理子構成員代理（加来直子）、松岡萬里野構成員、山田肇構成員

（2）オブザーバー

渡部祐太（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）、佐伯宣和（総務省総合通信基盤局電通信事業部事業政策課）、向井ちほみ（総務省情報流通業政局情報通信政策課）、岩村朋（総務省国際戦略局通信規格課）

（3）総務省・厚生労働省

<総務省>

安藤英作大臣官房総括審議官、赤澤公省情報流通行政局審議官、犬童周作情報流通振興課長、田村卓也情報活用支援室長、安藤満佐子情報活用支援室課長補佐

<厚生労働省>

内山博之障害保健福祉部企画課長、田仲教泰障害保健福祉部自立支援振興室長

4 議事要旨

（1）配布資料確認

（2）「電話リレーサービス検討ワーキンググループ」の設置について報告

石川部会長により本部会の下に「電話リレーサービス検討ワーキンググループ」を設置する旨の報告が行われ、佐伯企画官より参考資料2に基づき「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」について説明が行われた。

(3) 第3回部会検討項目について（事務局における問題意識）、コンソーシアムに関する基本論点

安藤課長補佐及び犬童課長より資料3-1に基づき、第3回部会検討項目について（事務局における問題意識）、コンソーシアムに関する基本論点について説明が行われた。

(4) 意見交換（(3) 関連）

【浅川構成員】浅川です。今のユーザーのデータの収集というところの話だったのですが、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、ユーザー評価というのが研究をやっている上で必ず求められています。米国では、各研究機関、これは企業も同じだと思うんですが、IRB（倫理審査）と呼ばれる仕組みがあります。詳細な仕組み等は検索してください。まずユーザー等に関係する研究者、開発者はトレーニングを受けます。トレーニングを受けると、その人たちの情報が登録されて、そこに登録された人々は、対ユーザーの評価実験ができる資格を持つということになります。対象者が子供になった場合には、また追加トレーニングが必要ということになります。

また、ユーザー側も自分のデータをどのように使われるかといったことが全部記述できます。それにサインをした方々が参加してきますので、非常に仕組みとしてはきちんとしたものなので、セキュリティ、プライバシー等の問題は発生しにくくなっています。多分日本は、各研究機関が独自で大学の倫理委員会等で審査をしているというふうに聞いているので、こういった国レベルで米国のIRBのようなものを採用されると、ユーザーからのデータの収集などが容易になるのではないかなというふうに思いました。

あともう一つ、全く別な話なんです。前は欠席で、代理の高木から確認したのですが、これも米国の例ですが、今日、石川先生、山田先生からもお話が出るかもしれませんが、米国にはVPATと呼ばれるUSのセクション508に対応したチェックリストのようなものがあります。そういったものをコンソーシアムを介して企業が公開する。それに応えて、それぞれの企業の製品に

対する準拠度を報告し、それをコンソーシアムを通して公開するような仕組みというものをつくれれば、周知徹底できるのではないかなというふうに思いました。

【犬童課長】総務省の犬童でございます。今、重要なお指摘を2点いただきましたが、ここにいらっしゃる皆さんの情報共有という意味で、1点目のトレーニングというのは具体的にどういったような内容かというのがおわかりでしたら、教えていただければと思います。

【浅川構成員】何年かに1回、7割、8割、9割の回答を得るというような、いわゆるオンライントレーニングです。数年前にやっているので正確には覚えていないのですが、もし必要でしたら、ミーティング後に正確にお答えします。

【犬童課長】わかりました。また後ほどですね。我々でも調べたいと思いますので、いろいろ教えていただければと思います。

【浅川構成員】オンラインコースです。

【石川部会長】部会長の石川です。今の件についてもう少しお聞きしたいんですけど、一人の研究者や技術者がそのテストに合格するまでに要する時間はどれぐらいですか。

【浅川構成員】英語だったので時間がかかりましたが、普通にネイティブなアメリカ人がかける時間は多分半日程度だと思います。ただ、そこに子供が入ってくると、私は自分自身では子供向けのトレーニングを受けていないので経験はないのですが、もう少し時間かかるというふうに聞いています。

被験者が18歳以上の場合はいろいろな部分が省略されるので、半日程度だったと思います。ほとんどはプライバシーの保護であったり、研究倫理的なところを学習して質問に答えるという方式です。

【石川部会長】石川です。日本でもそうしたネットを使った研修を行って、クイズというか、テストに合格することが求められるというケースはあるんですが、勉強しなくても答えが出せる程度の質問で、まあ、30分から1時間もあれば、みんな合格してしまうというふうなので、米国の場合はどうかなというふうに思って、お聞きしました。

【浅川構成員】済みません。内容的にはもう少し難しいものだと思いますが、ただ、強制力があるので、それを受けていないと、ユーザー評価実験に参加でき

ないということになります。

【須田部会長代理】筑波技術大学の須田でございます。質問と、それから、意見です。私ども筑波技術大学では、聴覚障害学生、それから、視覚障害学生に対していろいろなシステムについて評価を実施する場合がございます。そのときには、今お話がありましたように、倫理審査委員会で学生の同意と、20歳未満の学生については、保護者の同意と本人の同意というのをとる形で、実際の評価データをとるようにさせていただいております。

今後、私どもがちょっと足りなかったこと、大学として、いわゆる学生とか若い人たちに対するセルフアドボカシーというか、どういうことを自分の立場で主張できるかという、そういうような考え方の教育が残念ながら私どもでもまだ足りなかったと思っています。実際にこちらから評価してくださいというときに、どういう観点からどういう形でその学生なり、また、子供さんなりに言っていただく。そういうような仕組みづくりも、できればこれを機会に考えていただけるとありがたいと思います。

あと、もう1点なんですけれども、今、最近、学生に対しまして、エンロールメント・マネジメントという形での考え方がございます。私、今、大学で、IR推進室の担当をしております、今後なんですけれども、これは入学前の特別支援学校さん、私ども高等教育機関での在籍データ、そして、就職された企業さん、いわゆる時間的変化、経時的変化のいろいろなデータをとらせていただく。そして、その変化のデータ等を集めていきたいというようなことも将来的に考えております。そういう意味での時系列的なデータの収集、それから、個別の、なかなか非常に難しいと思うんですけれども、個々人に対するデータ収集というものの仕組みづくりもあわせて、こういう機会をいただきましたので、お考えいただけるとありがたいなと思っています。

【石川部会長】私のほうから1点、問題提起というか、疑問に思ったことを共有したいと思うんですが、この支援技術の開発において、障害者のデータだけ蓄積していくと、よい支援技術機器やソフトウェアを開発できるのでしょうか。というのは、障害のない人々のデータは十分にデータとして既に蓄積されているという前提で、それにいわば追加する形で、障害特性を持った人たちのデータ、そこからは逸脱している、あるいは何らかの特性を帯びているという前提

で、コンソーシアムでのデータ収集という話になっているような気がするんですけども、支援技術と言われているものの一つの要素技術というのは、決して特殊な技術ということではなくて、例えばA I系の技術であれば、それを磨いていくためのビッグデータを支援技術開発という、市場規模の小さな分野でそれをやっていく上で、むしろ多くのプレーヤーがアクセスできるような良質な、汎用性のあるデータベースみたいなものへのアクセスがあつてということがあるかないかで全然違うような気がするんですけども、その点については、すみません。私の認識に修正していただくなり、訂正していただくという議論、大歓迎ですので、特に技術系の構成員からはそのような点について、お考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょう。

【浅川構成員】 今のご質問は、多分ケース・バイ・ケースだと思うんですが、例えば画像解析のような技術のこともおっしゃっていますか。

【石川部会長】 そうです。

【浅川構成員】 その場合だと多分、画像解析の大きなデータベースというのがアメリカでも幾つか公開されていますが、そこで集められているデータには視覚障害者がとった画像が入っていないので、それを追加しないと視覚障害者向けのシステムは開発できません。例えば視覚障害者が撮った写真で、その物体が何かというのを認識するときに、視覚障害者がとったデータがないと、私たちの撮った写真の画像認識ができなくなります。まさに一般のデータに対して視覚障害者のデータを追加するということに意味があると思います。

もしほんとうに特化した、障害者にだけ特化したA Iというのがあるのだとしたら、そこはまた違うケースがあると思います。そこに関してはすぐには答えが出ないです。ただ、画像解析に関しては明らかに必要だと思います。

【石川部会長】 石川です。そうだと思うんです。あるいは音声認識について言うと、そうですね。プロのアナウンサーのデータだけいくらとっていてもだめですよね。みんな滑舌悪いんだから。さらに、脳性麻痺の人の発話まで認識できるような音声認識を目指すとすると、脳性麻痺の人たちの発話、それも一人一人、ほんとうに個別性が高いので、充実したデータベースを蓄積していく必要があるわけなんですけれどもというのがまず1点。これはどなたも異論はないかと思うんですが、そもそもベースのところ、その特殊でないビッグデータ

の蓄積については、それぞれの企業、事業者はやってくださいねと。だけど、その特殊なデータだけはみんなで共有しましょうというアプローチというのは、そこにコンソーシアムに参加する、どういうクライアントにとって有利で、どういうクライアントにとっては有利ではない、あるいはインセンティブにならないのかという議論なしに、そのデータだけを集めましょうという話というのは若干違和感ないでしょうかというのが私の問題提起です。

【須田部会長代理】 筑波技術大学の須田でございます。今、部会長からお話があったように、まず当事者の方々のデータというものがあると思います。そのほかに、今、2番目にありました障害の社会モデルという形で、障害者の方の移動を考えると、これはいろいろまちづくりの中で、障害のある方にとって、困りごとのデータ、いわゆる勾配とか、道の勾配とかですね。そういうような段差があるとかないとか、いわゆる基本データというものもこれからはどこまでとれるかわからないんですけれども、かなりインフラ寄りにはなってしまうんですけれども、そういうようなデータの収集というものも必要になってくるのではないかと。そういう意味で、社会的な中で、社会モデルとして、各障害の方々が生活、またそれから、出かけていただくためには、どのようなデータが必要なのか考えていかなければならないと思っています。

【犬童課長】 石川先生のご指摘なんですけれども、おそらく、今、須田先生がおっしゃったように、周りの環境のデータというのを一緒に集めないと、開発が難しいということをおっしゃっているんだろうというふうに思います。それは、メーカーの皆様が、おそらく道の勾配だったら、今なら多分自分たちで特定地点に行ってはかたりしながら、そこでモニターで実験したりとかそういうことをやっていらっしゃるのを、道の勾配についてデータがどこかにあるのであれば、そういったところにもデータをオープンにしてもらって、そこと連携を図ることでということじゃないかと思うんですが、他方、その道のデータも含めて、その環境のほうのデータについてもまだまだ収集されていない、あるいはばらばらになっているとか、そちらはそちらでまた課題があります。それをどうつなげていくかというのは、将来的にはほんとうにやらなきゃいけないと思うんですけれども、両方向から攻めていく必要はあるんだろうというような、話を聞いていて、感じた次第であります。

【石川部会長】ありがとうございます。1点、私の論点をもう少し明確にしたいと思って補足いたしますが、例えば地図データについて言うと、各社それぞれが自社でさまざまな手法を用いて、集積してきた地図データを持っています。ライセンスでそれをグローバル企業に提供するというのも、日本の地図メーカーはやっている。他方、オープンストリートマップのような、みんなで一緒につくる、ともにつくる、共創型のプロジェクトもあります。

さて、今回のコンソーシアムは、前者のモデルの上に、いわば障害者に関するデータベースだけオープンコンテンツ、オープンデータベースとして提供して、それぞれ自社が持っている、独自に持っている、あるいは知財を持っているデータベースにそれをつけ加えてやってくださいねというアプローチで行くという話でよいのか、そもそもオープンアクセスのデータベース、もっと包括的なデータベースの利用ということも視野に入れて議論したほうがよいのかどうかということについて、1回、議論を整理しておきたいなというふうに思ったところが私の問題提起でした。

すぐに答えの出る話ではないと思うんですけども、この2つのアプローチというのはそれぞれ一長一短あるかと思しますので、前者に決め打ちを、この段階でしたくないなというのが私の意見なんですけれども、いかがでしょうか。

【浅川構成員】とても難しい問題だと思います。今のお話は屋外の地図だと思います。屋内の地図と屋外の地図に関しては、状況があまりにも違うので、別の形でディスカッションが必要かなと思います。

【石川部会長】ありがとうございます。場合分けして議論するまでの、まず考え方を整理したいということで、まず問題提起をさせていただいて、問題提起自体は受けとめていただけたように思います。

【犬童課長】石川先生のご指摘についても、方向性については、多分反対する人はいないと思っけていまして、ただ、そのやり方というか、その今のデータの利活用の状況が、国内の状況が多分分野ごとでばらばらなんですよね。そういう中でこのコンソーシアムだけで全てがやれるのかどうか。普通にいろんなところでつくったものを多分リンクを張って、相互に使えるようにするというやり方もございますし、その方向性自体は多分その方向だと思っけていまして、しっかりと受けとめて、検討はしてみたいと思います。

【石川部会長】ありがとうございます。あくまで、論理的な思考実験なんですけれども、そのオープンアクセス可能なデータベースというものを、例えばクリエイティブコモンズのライセンスで提供するというと、やっぱり継承というオプションを設定するというようなことも通常行われていて、自由に使っているけれども、自由に使いたい人はそれを用いて、開発した支援技術についても広く利用できるような形で提供してくださいねみたいな考え方もあったりするので、いろいろな考え方をその段階で決め打ちせず、議論できるといいんじゃないかなというふうに思います。

(5) プレゼンテーション

石川部会長より資料3-2に基づき電子支援技術(e-AT)の活用促進に向けてについて、星川構成員より資料3-3に基づき共用品・共用サービス情報の共有化について、山田構成員より資料3-4に基づき情報アクセシビリティ対応の公共調達での強制と技術基準について、それぞれ説明が行われた。

(6) 意見交換((5) 関連)

【植木構成員】ウェブアクセシビリティ基盤委員会の植木です。一つはコメント、一つはご質問という感じなんですけれども、まず、3人目の山田先生の公共調達法の制定というご提案については強く同意いたします。毎年、2月、3月にアメリカでCSUNと呼ばれているカンファレンスが開催されていますが、世界最大規模の障害者と支援技術をテーマにしたカンファレンスが開催されているんですが、毎年参加しておるんですけど、ここ数年、特に日本はどんどん取り残されていくガラパゴス化が進むばかりだということをすごく感じます。

その大きな理由はやはり法的基盤がないからというふうに思っていて、法的基盤があることで、例えばアメリカなんかは顕著ですけれども、やらなければいけない。じゃあ、どうやろう、どうしよう、どうしたらいいだろうというふうに考えが次に及んでいるので、そこにヒト・モノ・カネ、さらにウェブとかですと、テクノロジーが絡んでくることで、さまざまなイノベーションが起こってしまっていて、結果として、もちろん障害のある人のクオリティ・オブ・ライフが向上するというのはもちろんあるんですが、結果として、障害のある人以外にとっても非常に便利なサービスが、製品ができ上がっているですとかというメリットがあります。

この10年を振り返ってみても、欧米に遅れをとっているのはもちろんなんですが、近隣の中国、韓国にもいつの間にか追い越されて、差がどんどん開くばかりというのを、ウェブにおいては非常に感じているところです。法的基盤がないということで、年明けに、ビヨンセの公式ウェブサイトが視覚障害者にとっては使えないということでご紹介があったADAという法律を根拠にする形で苦情の申し立てが、所属プロダクションに対してあったりもしました。それに対する、そのニュースがヤフーニュースなんかでも流れているんですが、日本人の多くの反応としては、そんなのクレーマーだろうというような、ちょっと悲しい反応が多かったりもしたわけですが、そのあたりもやはり法的基盤が日本にはずっとないから、そういう発想になってしまうということもあるのかなということで、その公共調達法、少なくとも、今、公的機関に対してアクセシビリティ確保を法律で義務づけていない先進国と言われる国は多分日本ぐらいじゃないかと思しますので、特に情報分野に関しては、障害差別解消法よりも非常に緩い内容になってしまいましたので、これは強く求めたいと思っています。

今それに少し関連したところで、石川先生に一つご質問したいのですが、支援技術法という法律のご紹介をいただきました。これについて、A T A c tというのは、これは日本にも同じような何か仕組みが、法律ではないにしてもあるのかというのがご質問で、ないとしたら、なぜ日本にはないのか、お考えをお聞かせいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

【石川部会長】ありがとうございます。ご質問いただいた件についてなんですが、これぐらいの包括的なA T A c tは、日本にはないんですけども、強いて探せと言われれば、総合支援法の地域生活支援事業の中に日常生活用具給付事業というのがありまして、自治体の裁量事業となっております。そこで支援機器の給付が行われておりますけれども、さまざまな課題も指摘されています。また、私の今日の話の中で一つの中心的なテーマは、導入支援とか、フィッティングとか、そういったところに関して言うと、個々の企業ができるサポートを超えるようなサポート。あとは、パソコンボランティアというような形になって、導入支援、設定支援、そういったようなことの重要性を国として認識して、そういう制度の中にそれを取り込んでいくということができていないとい

うのが課題だというのが、私の今日のプレゼンテーションの一つの眼目でした。

【山田構成員】植木さんから、公共調達法をぜひつくるべきだということでサポートいただきまして、ありがとうございます。

一つ、誰にでもわかる、ひどい実例を申し上げます。J I S規格に、トイレにおける便座内、便房内操作部の形状、色配置及び機器の配置というものがございまして。椅子というか、便座に座って、右手を伸ばすとトイレットペーパーがあるようにしてくださいねとかそういうことが書いてあります。ほとんどの公共トイレは満たしていません。視覚に障害のある人は、一人では、トイレに入ってもどこにロールがわからなくて、手をグルグル回さなきゃいけません。最近はまだひどいことに、ここに手をかざすと水が流れますというのがありますけど、どうして、それを視覚障害者の人が見つけることができるのか、僕には想像もできません。石川先生がそのことを後で話してくださるかもしれませんが、ほんとうに情けない話です。

オリンピック・パラリンピックでいっぱい施設をつくっていますけど、競技場をつくっていますけど、きっとまた同じようなことが起こるはずですよ。建築会社の人に聞いたら、トイレって、設計者が一番自由にできる。居室とか何かは、建主が、この広さにしてくれとか、うるさいことをいっぱい言うんですけど、トイレって、ここにトイレ置きますと言うと、ああ、そうですかといって、もうそれで話が終わっちゃうので、設計者が一番自由にできるので、勝手気ままに設計するんですというふうに言っていましたけど、そういうことが起こるんですよ。だから、規格をつくったら、それがほんとうに守られるような強制をする必要があると思います。

【石川部会長】ありがとうございました。

イギリスの場合は、障害平等法という法律がありまして、これも差別禁止法なんですけど、世界の差別禁止法の中では最も先進的な差別禁止法になっております。どうしてかという、日本もそうですし、アメリカもそう言っていると思いますが、リアクティブ、つまり、本人からの、今、障壁に直面しているので改善してほしいという求めがあったときに、それが事業者や、あるいは公的機関にとって、過度な負担でないにもかかわらず、合理的配慮の提供を拒むと、それは差別だとしています。つまり、合理的配慮の不提供というのはリアクテ

イブなものだけに限っているというのが一般的なんですね。ところが、イギリスはすごくて、プロアクティブなもの、障害当事者が障壁に直面した瞬間に、原理的には訴えることができる。よくこういう法律が通ったなというふうに、障害当事者の立場からも思うんですが、こういった法律を運用するためには、じゃあ、どうすればそれが、社会に対して負の効果を及ぼさないで、よい法律として機能させられるかということ、山田構成員がおっしゃったような基準ですね。具体性のある合理的配慮のガイドラインをきちんとつくって、アップデートしていくということなしには、絶対こういう法律は機能させられないんですね。と思いますということが1点と、イギリスの場合は、健康保険の仕組みの中で、支援機器の給付であるとか、アセスメント、フィッティング、導入支援といったようなことも行っているというのが一つの特徴だと思います。

その点は報告をさせていただきかけたんですが、両国ともアクセシビリティを進めていくための法的な基盤、あるいは開発の支援は言うまでもないですけど、導入支援、利用者がほんとうにその機器を使えるようにサポートする、そういう専門職を養成して、その専門職の仕事ができるような条件、環境をつくっているところが我が国としても学ぶべき点かなというふうに思っています。

【山田構成員】 度々済みません。星川さんの資料の13ページの分類A、分類Bというのが、実はこれ、僕も星川さんのところでJIS規格をつくったときに参加していたんですけど、先ほど、僕が遅刻してきたときに用意していたデータですとか、採用していただきたい考え方になります。

例えば、トンネルの中を走っている電車で、ゴーッとものすごい音がするときに、次の駅、次はどこどこですという停車の案内があっても聞こえない場合が多々あります。そのときにドアの上の表示を見れば、ああ、次は何とか駅だなというのがわかります。

一方で、満員電車で、ギュウギュウ詰めで、ドアの上でもあんまりよく見えないようなところで、体の向きが変えられないときには、車掌が、次はどこここですと声を出せば、ああ、次はどこそこだとわかります。つまり、電車の中に乗っている人も、あるときには見えづらい、見えない、聞こえない、聞こえづらいというような状況を発生します。それは障害者だけではありません。あ

るいは一番下のほうに認知というのがありますけど、外国人で、日本に遊びに来ている人たちは、日本語が理解できないという意味で、認知に問題があり、わかりやすくする。日本語で提供するとしてもわかりやすくする。あるいは英語でわかりやすく伝えるといったことが必要になるわけです。

もう20年ほど前ですが、当時で言えば、アメリカの空港には、公衆電話がずらりと並んでいたんですけど、ある高さで5台ぐらい並んでいると、6台目の公衆電話がすごく低い位置に置かれていました。それは当然、車椅子の利用をされる方が使えるようにしているんですけど、実は子供も使えるわけです。

つまり、何が言いたいかということ、視覚障害者とか肢体不自由とか聴覚障害者というようなデータベースをつくるんじゃなくて、見えないとか、見づらいついとか、聞こえないとか、聞こえづらいついとか、そういうことでデータベースをつくると、ザ・障害者ですね。先ほどから言っているような、視覚や聴覚という方以外の方もその製品を使えるようになるわけですので、データベースをつくるときには、ぜひこのような考え方を入れていただきたいと思います。

以上です。

【植木構成員】 植木です。全体的な考え方に基づくのかもしれないんですが、私自身は、ウェブのアクセシビリティということで、全国各地でセミナーをやったりとかして、企業、団体のウェブ担当者さん、それから、ウェブ制作者さん、デザイナーさんとか、プログラマーさんとかにセミナーをやったりしているんですが、その中で非常に多いリアクションが、アクセシビリティというと、イコール障害者対応というふうに、完全に頭の中で変換がされていて、かつ、障害者対応イコール障害者のためだけにやること、かつ、普段だったら、まず絶対にやらないだろうという特別なことをしなければいけないというイメージを非常に持っている方が多くて、結果、そのアクセシビリティ、やったほうがいいんだろうけど、負担が大きいからなかなかできないよねと勝手に思い込んでしまっている。何かそういうイメージというか、先入観を持っている方が非常に多いのと、ウェブの世界だけでも感じています。

例えば、ウェブで言うと、ガイドラインには文字の色と背景の色のコントラストを十分とりましょうという基準があるんですけども、これはもともとロービジョン、あるいは弱視と言われる視覚障害者のある人のニーズに応えるた

めの基準だったと思うんですが、例えば私自身も最近老眼をかなり自覚する年ごろになってきて、非常に読みづらいです。薄い文字、小さい文字。これは実はロービジョンの人のためだけで考えると、そこまでやらないといけないの？　そこまで考えないといけないの？　という話になるんですが、老眼というのは、老眼を自覚している人というのは、日本人だと、ある統計、推計によると、7,000万人いると言われてます。

日本人の半分は薄い文字の色は読みづらい、小さな字は読みづらいというふうに言いかえられるんだと思うんですけども、ウェブを離れると、正月に私、プライベートで台湾にちょっと旅行に行ってきたんですけども、ちょうど台湾というのは、まちをつくり変えているところで、古い建物が残っているところに何か新しいものができ上がっている。そんなダイナミックさも感じる場所だったんですけども、例えば段差がないんですね。新しくできたMRTという地下鉄の駅、ホームと車両、それから、ライトレールという路面電車が走っているんですが、やはりその車両と駅のホームには段差がないので、それを、例えばアクセシビリティという切り口から見ると、車椅子の人がスムーズに乗り降りできるという話だと思うんですが、例えばそれはよく言われることですが、ベビーカーを押しているお母さんも乗り降りがしやすいわけですし、私もそうでしたが、重たい大きなスーツケースを転がしている旅行者にとっても利用しやすいですし、あと、台湾は比較的、自転車を推進しているところがあるので、電車に乗っては、自転車のまま乗り降りができたりとかということで、きっかけは、もしかしたらアクセシビリティとかユニバーサルデザインというところからだったかもしれませんが、結果として、より多くの、非常に多くの大半を占めるぐらいの割合の利用者にとって、より便利なものになっているということ。

結果的にかかわる人みんながハッピーになっているということにつながっていると思いますので、もしウェブ以外でも、今、私が冒頭で申し上げた、何かそういった先入観、イメージというのがもしあるのであれば、何かこの部会のアウトプットを出すときには、冒頭の共生フォーラムの話もそうなんですけれども、コンソーシアムの話もそうなんですけれども、イメージが払拭することも視野に置いて、念頭に置いて、議論ができるといいなと思いました。

【須田部会長代理】筑波技術大学の須田でございます。まず星川様への質問とコメントになるんですけども、これまで障害当事者という視点からのデータベースとか、ユーザーからの視点のデータベースというのが考えられていたと思うんですけども、いわゆる支援者、介助者の方々の視点での調査とか、そういう意味でのデータベースというものは、これまで調査等、そういう蓄積はされているのかというのが一つのご質問です。

できれば、これは私の意見なんですけれども、今後、災害時とか何かのときに、支援者の方々、介助者の方々に対する情報提供また困りごとの支援について、私ども課題として考えております。いつも一緒にいらっしゃるわけではないので、その間を埋める観点からも、何かそのデータベースというか、そういうデータの仕組みづくりをもしお考えいただけたらと思っているのですが、いかがでしょうか。

【星川構成員】ありがとうございます。三、四年前までは、30年間やって、8割ぐらい来たかなと思っていたんです。そうしたら、難病の人たちと出会いまして、八合目まで登っていたつもりが1合目ぐらいだったということがわかって、今、新しい財団をつくって、在宅ケアに関する事で、支援者と当事者と家族でどういうニーズを持っているかというような、そういう捉え方を始めて、看護師さんとか介護をする人たちのニーズを、そういうデータも実は別途持っていますので、また見ていただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

【須田部会長代理】ありがとうございます。

【星川構成員】済みません。私も。先ほどのアクセシビリティが福祉用具とか障害者専用という、ちょっと参考までなんですけど、国際福祉機器展というのが毎年ビッグサイトで行われます。主催者コーナーというのを10年前から、ちょっと企画を頼まれていまして、そのとおりに高齢者に優しいものコーナーというふうにやって、各メーカーから分野ごとに集めていました。10万人ぐらい集まる展示会なんですけど、そのコーナーだけ、スカートとすいているというか、ほとんど誰も来ないという状況が2年、3年続いて、そうすると、あまりにもひどいよなということの中で、パーキンソン病の人と会いまして、片手でつけられるかっこいいネクタイがないんだよねという、それを飲み会の席で聞

いて、片手というのをテーマにしてみたんです。

そうしたら、その次の年から、一番人気がないコーナーが、ほぼ一番人気があるコーナーになって、朝から晩まで人だかりという。実は並べているのはそんなに変わらないんです。8割方、同じものなんですけど、高齢者に優しいから、片手で使えるものというのと、言葉の違いだけによって大分変わってきている。反省したのは、高齢者と思っている高齢者はほとんどいないということが。済みません。ちょっと余計なあれですけども、参考で。言葉ってすごく大切なことだと思った次第です。

【石川部会長】ほんとうに言葉は大切ですね。

【浅川構成員】今日のご発表を通して、法的強制力というものがアクセシビリティを進化していく上で、非常に重要だというお話があったと思います。私自身もずっと外資系にいて、セクション508の登場前、登場後というのを自経験してきました。セクション508の効果というのは非常にICTの分野においては大きいということを実感してきたわけです。それはアクセシビリティが、向上して普及するだけではなく、やはり就労にもつながっているというふうに思います。間接的に就労の機会が増えているというふうに思います。

それで、このような質問をしていいのかわからないのですが、日本において、なぜこのように法律が、法制化が進まないのでしょうか。その壁はどこにあるのでしょうか。

【犬童課長】役所としてよりは、個人的にということかもしれませんが、ロビー手段がないというのがありますし、いろいろ考えていると、私もフランスに滞在したことがあって、ハンディキャップ用の駐車場のスペースとかああいうところに勝手にとめる人なんていなくて、今、日本でもそういう人はいなくなっているんですけど、私が小さいころは、勝手にあいているからといってとめている人がいたんですけど、そういう意識の差が全く海外と日本で違うというのは肌身で感じているところがあります。これはどこから来ているのかというのはわかりません。いろいろ宗教的なバックグラウンドとか、キリスト教の話だとか、いろいろ話をする人もいますけれども、そういう文化的なものもありますでしょうし、ロビー手段もなかったというのがあるんでしょうけど、基本的に我々、政府の中でも、障害者対応ということに対する意識がそんなに高く

なかったんじゃないかなというふうに個人的には思います。お役所としてではなくてですね。

一方で、じゃあ、障害者対応ということで、最近ようやく盛り上がりが出てきて、役所としてもほんとうに、我々としてもほんとうにふがない話なんですけども、障害者雇用の話がいろいろと問題になった。こういう問題が起きてからようやく立ち上がる場所があったりするようなどころがありまして、ようやく今こういう形でやってはいるんですけど、他方で、障害者対応となると、いろんな分野にまたがってきて、これは行政組織の問題で、よく縦割りとか言われていますけども、縦割りというのをどうやっていくのか。障害者対応も内閣府が今、総合的にまとめているんですけども、そういったところが先頭に立ってやらなきゃいけないのになかなか進んでいないというところもあるんじゃないかなと思います。そのあたりは、行政もあり方も含めて、意識の改革も含めてやっていかないと、こういう法整備というのが生まれていく環境ができてこないんじゃないかなと思いつながら、この検討会も立ち上げたところでございます。

済みません。答えになっていないんですけども、個人的な意見として。

【石川部会長】ありがとうございます。あとは、いわゆる交通バリアフリー、移動円滑化に関しては、法律を持っているわけですが、それは一つには、役所と事業者との間の関係が業種によってやっぱり同じでないということも関係あるのでしょうか。いかがですか。なかなかこの分野、情報アクセス分野では、行政としては国、所管庁としてというか、そもそもどれを総務省が所管しているかというのは必ずしもはっきりしていないという面もあるかと、法律がないということは所管がない、はっきりしていないということもあるかもしれないので、ウェブアクセシビリティを推進するのは、総務省の所管というふうに一義的に言い得るのかという、これはニワトリか卵かみたいな議論かもしれないんですけど、そこはいかがですか。

【犬童課長】ウェブアクセシビリティについて言うと、総務省の所管性は高いとは思いますが、これでソフトウェアということだと、経済産業省も出てきますし、当然、厚生労働省の関係も出て、意外といろんなところにまたがってしまうところがあります。それは多分、所管性の話というのは行政側の話な

ので、どこかが主体的にやれば済む話だと思うんですけども、そこを決めるということがなかなか今まで出てきてなかったんだろなという気がします。

交通バリアフリー法については、おそらくほんとうにもう普通の移動手段という意味では、目に見える形ですね。日常生活にかかわってくるということで、相当な動きもあったんだろなと思いますけど、逆に情報へのアクセスといったところについては、今まで、どちらかというところ、この10年、20年ぐらいで一気に花開いたところがあってですね。その技術のスピードと、その障害者への対応というのが、スピード感が合ってなかったんじゃないかなという気がしないでもないかなと。

【石川部会長】ありがとうございます。最後におっしゃった点は、確かに的を得たご指摘かなというふうに思いました。アメリカの場合も、ただし、ADAができましたのは1990年で、その当時は、インターネットといっても、ほんとうに黎明の黎明期だし、ウェブもティム・バーナーズ・リーがつくって、開発してすぐぐらいの時期で、ウェブサイトといったようなものは誰も想定していなかったわけですね。

パブリック・アコモデーション、公的な便宜を提供する民間企業のサービスの中にウェブサイトが含まれるかどうかというのは、後で、やがて司法の判断に委ねられたりとか、司法省が見解を出したりとかということを経ながら、だんだんと、物理的な店舗施設だけでなくウェブサイトもADAの対象に当然入るといふふうに合意されていったという経緯が今あって、そういうスピード感で動く国もやっぱりあるにはあるので、日本の障害当事者もやっぱりこの情報分野というのは優先度が低かったのかなという気もするので、今こそ前に進めたいと思う次第です。よろしく願いいたします。

【澤村構成員】全国肢体不自由特別支援学校のPTA連合会の会長の澤村と申します。今日はどうもありがとうございました。なかなか私にはちょっと難しい議論が続きましたので、今から言うこともなかなか散らばった、思いついたものを思いついたままに発言させていただくものとなりますけれども、学校における自分の子供に当てはめるとどういふ問題なのかなと想像しながら、今日は聞いておりました。

私もアメリカとシンガポールとで子育てをしてきた経験がございます。アメ

リカに最初いたときは、ほんとうに英語も全くわからない状態でしたので、テレビから字幕が出ることも知らず、ある日、友達に教えてもらって、国の法律で、どのテレビにも字幕がついているんだよというのを教えてもらって、ああ、目で見えたら、英語は読むことができるのでなんとかなるからありがたいと思い、心強く感じたのを思い出しました。

ノースカロライナで、目の中でコンタクトレンズが割れたときも、エマージェンシーに行ったんですけれども、対応している中でドクターが来て、英語は読めるのかと言われて、ああ、読めますと言ったら、自分の目の状態を活字で出してくださって、それでようやくドクターとコミュニケーションがとれました。こういうのが全ては当然のように完備されているのは凄いです。移民が多い国でもあるから当然なんだろうけれども、聞けないし、話せないけど、英語読めるという日本人って結構多いので、そのときにすごく字幕や英語のレターが役立ったのを思い出しました。

シンガポールでもなかなか宗教的な問題もあるのか、使い方のわからないトイレというものによく遭遇しました、どうやって使うんだろう、このトイレと思いながら悩んでいると、勝手に水が流れてくるので、ああ、勝手にトイレが流れて、これだったら、便利だなと思ったことも何か思い出しました。

あと、日本に戻ってきて、言葉が通じるというのは生活がしやすいものだと思います。今、都立の学校におりますけれども、小学校も、大体皆さん、タブレットなどを自費で買って、遊びながら1台使っていたりする中で、便利なアプリがあるよという話になっていきます。そうなったときに、無料のアプリから2万円、3万円するアプリがあります。何を選んであげたらいいのか。親ですので、もう喉から手が出るほど、この子に必要なアプリはどれだろうと知りたい。学校の先生をつかまえて聞くんですけれども、学校の先生も都立の学校の中で、ある業者さんが使っている、開発したアプリを宣伝しづらいのか、なかなか教えてくれない。そういう公的な中で民間の便利なものをどうやって周知するかの問題もあると思います。

あと、時々、話にも上がりますバリアフリー旅館。うちの旅館はバリアフリーですというふう書いてある。電話をしてみて、バリアフリーだから大丈夫ですと言われる。実際行ってみたら、エントランスだけバリアフリーだったけ

れども、中は全然段差だらけで、お風呂はどうやって入るんだろうというくらいバリアフリーじゃないところがある。バリアフリーって、世の中の人考えるバリアフリーって何なんだろう。バリアフリーの標準化をしないといけないのかなと思いました。前回も、困りごとでいろんなことを分けるのがいいのではないかという話があって、我が子も実は、身体と精神と愛の手帳と、3つの手帳を持っています。そうすると、一体うちの子は何障害者になるのかなと考えました。身体は1級で、愛の手帳は2度で、精神は2級だから、一番重たい身体障害者になるのかなと。いろいろなことを、今日は自分の子供に当てはめながら、考え、なるほどなどと思って、聞いていました。

あとは介助者のことですが、シンガポールで暮らしていたときは、メイド文化が盛んな国ですので、私のような者でもメイドさんのお世話になっておりました。フィリピン人のメイドさんだったんですけども、案外、彼女がサクサクと、英語が使えるからなんでしょうけれども、いろんなものの情報をキャッチしてくる。だから、本人にとってのアクセシビリティも向上するのです。隣の介助者がいかにうまく情報をキャッチしてくれるかというのはとても大きなことです、これから日本も移民がどういうふうに入っていくかわからないんですけども、私は外国の方に息子のヘルパーに入ってもらってとてもよかったのでこれからほんとうに、外国人のヘルパーの方とかがどんどん出てくるような時代になるのであるのならば、そういう方たちが簡単にこういうものにアクセスできる環境も整えてもらえるといいなと思います。

取りとめのない話になりましたが、これで終わりにさせていただきます。

5 閉会

以上